

# 目標設定型排出量取引制度における 県内中小クレジット\*検証ガイドライン

\*県内中小クレジットとは、  
埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針別表第5-2(2)の「県内削減量」をいう。

2023（令和5）年12月

埼玉県環境部

目 次

第1部	はじめに .....	1
第1章	本ガイドラインの目的等 .....	1
1	本ガイドラインの目的等 .....	1
2	本ガイドラインの位置付けと構成 .....	1
第2章	県内中小クレジットの仕組み（概要） .....	3
1	基本的な考え方 .....	3
2	県内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方 .....	4
3	県内中小クレジット発行のための全体フロー .....	5
第2部	検証の進め方 .....	6
第1章	本制度における検証の概要 .....	6
1	本制度における検証の基本的考え方 .....	6
2	検証業務の流れ .....	6
3	検証の時期 .....	9
4	埼玉県 <small>の</small> 認定 .....	11
第2章	検証の計画 .....	12
1	検証計画に関する書類の作成 .....	12
2	検証スケジュールの作成及び提出 .....	13
第3章	検証方法 .....	14
1	検証にあたっての検証機関の姿勢 .....	14
2	検証項目と検証対象 .....	14
3	検証チェックリストを用いた検証 .....	14
4	検証業務に当たっての準備 .....	14
5	検証の方法 .....	14
6	検証機関による質問 .....	22
第4章	再検証の実施 .....	23
1	再検証を行う場合 .....	23
2	再検証時の検証チェックリストの扱い .....	23
3	再検証時の算定書の扱い .....	23
第5章	検証結果のとりまとめと報告 .....	24
1	検証結果のとりまとめ .....	24
2	検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定 .....	24
3	検証結果報告書、検証結果の詳細報告書及び検証チェックリストの提出 .....	25
4	埼玉県 <small>による</small> 聴取 .....	26

凡 例

下線 : 今回（令和5年12月）改正部分  
**赤い文字** : 東京都環境局の「都内中小クレジット検証ガイドライン」（令和4年4月改正版）と異なる部分（一部、図表、様式は除く）

## 第1部 はじめに

### 第1章 本ガイドラインの目的等

#### 1 本ガイドラインの目的等

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

事業活動に伴う温室効果ガス排出量は県全体の約50%を占めており、産業・業務部門の効果的な削減対策の実施が重要である。

このため、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画作成・実施状況報告書」（以下、「温対計画書」という。）等の作成・提出を義務付けている。

また、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、削減目標の達成手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。県内中小クレジットは、指針別表第5に県内削減量として規定されており、平成20年度以降の全ての年度の年間原油換算エネルギー使用量が1500kL未満の県内の事業所等（事業所又は大規模事業所以外の事業所内に設置する事務所、営業所等をいう。以下、同じ。）及び直近の年間原油換算エネルギー使用量が1500kL以上であった年度以降に、原油換算エネルギー使用量が1000kL未満である年度または原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して1500kL未満である期間がある県内の事業所等（以下「中小規模事業所」という。）の排出削減量を、取引によって大規模事業所の目標達成に使用できる。

本ガイドラインは、県内中小クレジットの算定が、一定の基準に基づき正確に算定されているかについて、指針別表第5備考に基づく検証機関が検証を行うための手順等を記載したものである。

#### 2 本ガイドラインの位置付けと構成

##### (1) 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、検証先となる中小規模事業所が、県内中小クレジットを「県内中小クレジット算定ガイドライン」に従って正しく算定しているかについて、検証機関が検証を行うための手順及び確認方法等を記載したものである。検証機関は、本ガイドラ

インに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、適切に検証を実施したものとみなされる。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、埼玉県に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続きについては、「[検証機関登録申請ガイドライン](#)」を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。

また、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

## (2) 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインの目的や概要等を記載したものである。

第2部は、県内中小クレジットの検証の進め方について示す。

## 第2章 県内中小クレジットの仕組み（概要）

### 1 基本的な考え方

県内中小クレジットを発生させることができる対象事業所（中小規模事業所）と、県内中小クレジットとして発行可能な削減量及び発行申請が可能な事業者の考え方は、次のとおりとなる。

#### (1) 県内中小クレジットの対象事業所

県内中小クレジットの対象となる事業所は、中小規模事業所であって、県内中小クレジットの削減量を算定する年度の目標設定ガス排出量を地球温暖化対策計画作成・実施状況報告書により埼玉県に報告している事業所とする。

#### (2) 発行申請が可能な事業者

県内中小クレジットの発行の申請者（以下「申請者」という。）になれる者は、次の者とする。

- ア 中小規模事業所の設備更新権限を有する者
- イ アの者から、申請者となり、県内中小クレジット算定ガイドラインに従い申請等を行うことによって、県内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

#### (3) 県内中小クレジットの発行の条件

県内中小クレジットは、知事が別に定める一定の設備更新対策の実施が前提となっており、「一定の設備更新対策を行い、かつ、対策実施後に基準排出量と比較し総排出量が削減されていること。」が発生根拠となる。このため、次の3つの条件を満たすものが、県内中小クレジットの発行を受けることができる。

- ア 県内中小クレジット算定ガイドラインで定める、事業所の省エネルギー対策に関する基準（認定基準）を満足する対策を実施していること。
- イ アの対策の実施後、県内中小クレジットの対象事業所において、基準排出量と比較し、目標設定ガス（エネルギー起源CO<sub>2</sub>）の排出総量を削減していること。
- ウ 事業所範囲、エネルギー使用量、対策の実施等について、登録検証機関の検証を受けていること。

#### (4) 発行可能な期間

県内中小クレジットは、知事が別に定める認定基準に規定する対策を実施した年度又は翌年度から5年間、発行が可能となる。

## 2 県内中小クレジットの算定方法等の基本的な考え方

### (1) 算定範囲

県内中小クレジットを認定する事業所の範囲（以下「事業所範囲」という。）は、原則として建物単位とし、エネルギー使用量が計量できることを条件としてテナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることもできるものとする。申請者は、県内中小クレジットを申請する事業所範囲を、これらの中から自ら設定できるものとする。

なお、事業所範囲は、他の県内中小クレジットに係る申請の対象となっている事業所範囲と重複することは認められない。

### (2) 算定方法（認定可能削減量）

県内中小クレジットの認定可能削減量は、算定年度ごとに算定する次に掲げる量のうち、いずれか小さい方の量とする。なお、基準排出量、算定年度排出量、算定年度削減量及び推計削減量の定義は、**県内中小クレジット算定ガイドライン**の第2部第2章 1に記載するとおりである。

- ア 基準排出量から算定年度排出量を減じて得た量（算定年度削減量）
- イ 推計削減量

上記の算定方法を解説すると次のようになる。

- (ア) 削減対策後に算定年度排出量が、基準排出量より増加している場合は、算定年度削減量がないので、**県内中小クレジット**は発行されない。
- (イ) 算定年度削減量が推計削減量より小さい場合は、算定年度削減量が**県内中小クレジット**の量となる。
- (ウ) 算定年度削減量が推計削減量より大きい場合は、推計削減量が**県内中小クレジット**の量となる。

### (3) 認定可能削減量に係る算定書の作成と検証

申請者は、**県内中小クレジット算定ガイドライン**に則って、自ら**県内中小クレジット**の認定可能削減量（**県内中小クレジット**として認定することが可能な**目標設定**ガスの削減量をいう。以下同じ。）の算定（以下「自己算定」という。）を行い、算定書等を作成する。

認定可能削減量の算定においては、公平性、正確性等を確保することが求められる。したがって、その算定結果の信頼性を担保するため、算定書が**県内中小クレジット算定ガイドライン**に則って算定されていることについて、中小規模事業所と利害関係のない検証機関による検証を受ける必要がある（詳細は、「**県内中小クレジット算定ガイドライン** 第3部第2章 3」参照）。

### 3 県内中小クレジット発行のための全体フロー

#### (1) 全体フロー

県内中小クレジット発行のために必要な手続きは、次のとおりである。

- ア 埼玉県へ事業所範囲の申請及び削減量等の事前届等の提出（詳細は「[県内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第1章](#)」参照）
- イ 認定基準に規定する削減対策の実施
- ウ 削減対策の実施後、認定可能削減量に係る算定書の作成及び検証の実施（詳細は「[県内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第2章](#)」参照）
- エ 埼玉県へ削減量の認定の申請（詳細は「[県内中小クレジット算定ガイドライン 第3部第3章](#)」参照）
- オ 県内中小クレジットの発行の申請（詳細は「[目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン](#)」参照）
- カ 埼玉県からの県内中小クレジットの発行

#### (2) 県内中小クレジットの有効期間

埼玉県への「削減量の認定申請」後、埼玉県から、県内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後は、当該通知結果を添えて、埼玉県へ「県内中小クレジットの発行申請」を行う。

埼玉県から発行された県内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

- ・ 第一削減計画期間（平成 23～26（2011～2014）年度）の削減量  
第一削減計画期間及び第二削減計画期間（平成 27～令和元（2015～2019）年度）の目標達成に利用可能  
（充当手続は、整理期間終了時（令和 3（2021）年 9 月末）まで可能）
- ・ 第二削減計画期間（平成 27～令和元（2015～2019）年度）の削減量  
第二削減計画期間及び第三削減計画期間（令和 2～6（2020～2024）年度）の目標達成に利用可能  
（充当手続は、整理期間終了時（令和 8（2026）年 9 月末）まで可能）
- ・ 第三削減計画期間（令和 2～6（2020～2024）年度）の削減量  
第三削減計画期間及び第四削減計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の目標達成に利用可能  
（充当手続は、第四削減計画期間の整理期間終了時（令和 13（2031）年 9 末日）まで可能）

## 第2部 検証の進め方

### 第1章 本制度における検証の概要

#### 1 本制度における検証の基本的考え方

県内中小クレジット発行までの手順は、第1部第2章3のとおりであるが、本制度における県内中小クレジットの検証は、そのうちウの検証にあたるものであり、申請者が作成する県内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書及び算定書が、「県内中小クレジット算定ガイドライン」に従って作成されていることについて、第三者の立場で確認するものである。

本ガイドラインでは、検証業務が公平かつ円滑に遂行されるよう、検証の手順及び検証方法等を示すものとする。また、検証機関は「[検証機関登録申請ガイドライン](#)」の内容を遵守していなければならない。

#### 2 検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れを図2.1に示す。



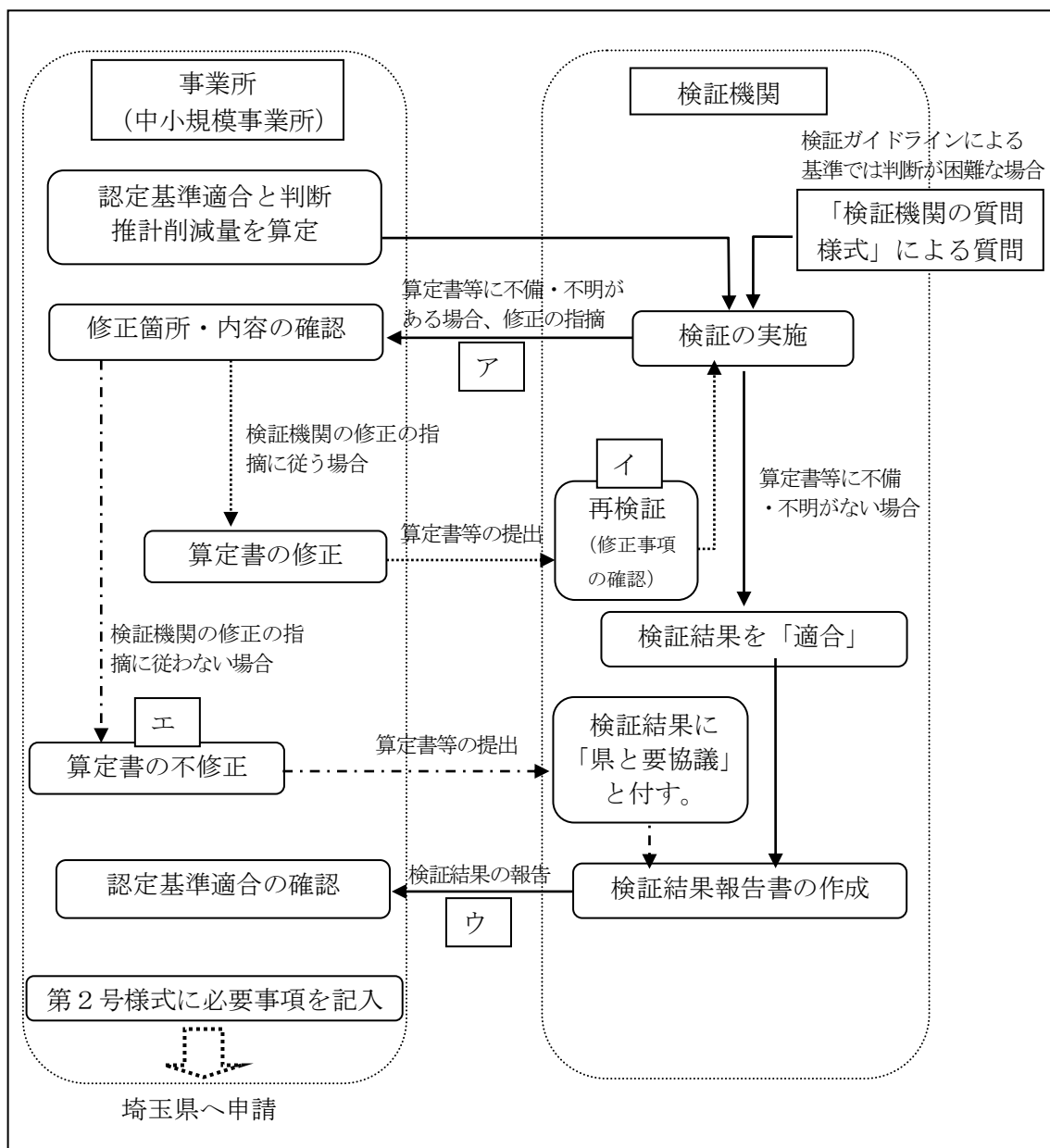


図 2.1 検証のフロー図

図 2.1 のアからエまでの詳細について、次に記載する。

ア 算定書に不備・不明があった場合の対応

検証機関は、算定書の内容と中小規模事業所の削減対策等の実態が、整合していることを確認する。

整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、申請者に対し、算定書を修正し、又は整合を確認するための根拠書類を作成するよう求める。

イ 再検証

申請者は、修正の要求に対して、算定書を修正し、又は算定書の内容と中小規模事業所の削減対策等の実態との整合を確認するための根拠書類を作成した上で、検証機関に算定書を再提出する。

なお、申請者は、検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わないものとする。

ウ 検証結果の報告

検証機関は、検証の結果として「検証結果報告書」、「検証結果の詳細報告書」及び「検証チェックリスト」を作成し、中小規模事業所に提出する。

検証結果報告書は、検証機関が作成する中小規模事業所の総合的な検証結果を示した書類であり、検証チェックリストは、削減対策の内容、エネルギー使用量等に対する検証結果を示した書類である。

エ 算定書の不修正

中小規模事業所が検証機関からの修正の要求に応じなかった場合、検証機関の検証結果に「不備有り」又は「不明」の項目が残ることになり、**埼玉県**との要協議事項として報告される。

この場合、検証結果報告書の検証の結果は「**埼玉県**と要協議」となり、算定書の内容が本ガイドライン及び**県内**中小クレジット算定ガイドラインに適合するかどうかは申請者と**埼玉県**の協議に拠る。

### 3 検証の時期

申請者は、申請の要件を満たしていることを確認の上、削減対策実施後、算定書等の作成を行い、検証を受検する。

初回の検証は、対策実施後（対策実施後であれば算定年度の購買伝票等が揃わない時期でも良い）から、初回の削減量認定申請時までに行うこと。なお、**県内中小クレジット**には有効期間がある（詳細は、第1部第2章 3（2）参照）ので、その有効期間を過ぎてからの削減量認定申請はできない。

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、前回の検証時に確認された推計削減量を変更しないときは、それらの変更がない旨、算定年度のエネルギー使用量の根拠等を直接**埼玉県**に提出し、削減量認定申請をすることができる。

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点又は推計削減量を変更する場合は、改めて検証を受ける必要がある。なお、削減対策の追加や用途別床面積の変更等があったとしても、推計削減量を変更しないのであれば改めて検証を受ける必要はない。設備等を撤去した場合は、必ず推計削減量を変更する必要があるが、改めて検証を受ける必要はない（詳細は、**県内中小クレジット算定ガイドライン**第4部第2章 2参照）。

また、検証は毎年度に行うこともできるし、複数年度分をまとめて行うこともできる。

次に、アからウまでの例を示す。なお、いずれも対策実施の翌年度から5年間を算定年度とした場合である。また、ア及びイは、初回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、検証時に確認された推計削減量を変更しないときであり、かつ、削減量認定申請を毎年度行う場合の例である。

#### ア 対策実施年度に検証を実施する例

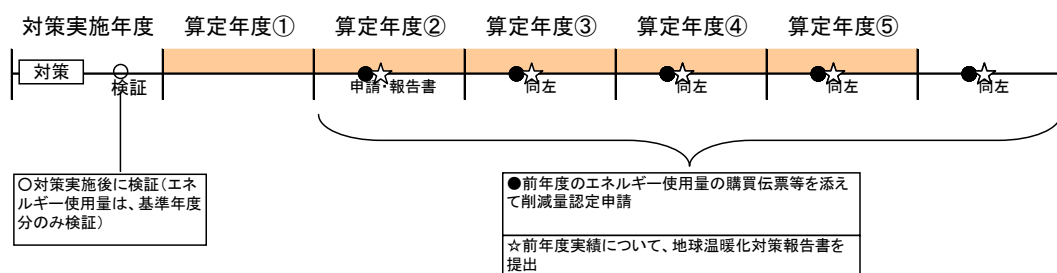


図 2.2 対策実施年度に検証を実施する例のイメージ

イ 算定年度1年度目の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例

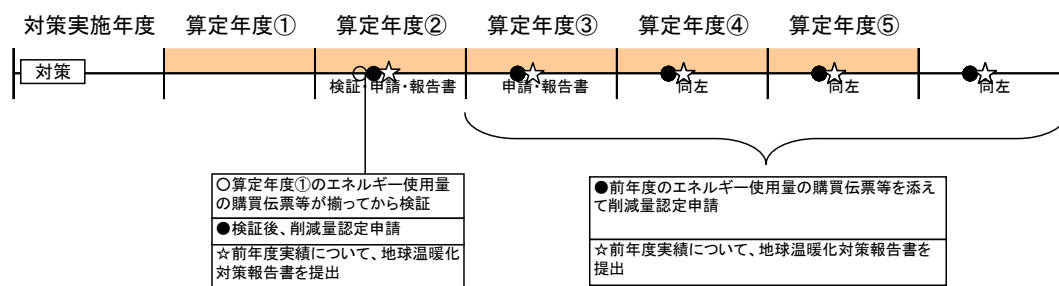


図 2.3 算定年度1年度目の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例のイメージ

ウ 算定年度5年度分の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例

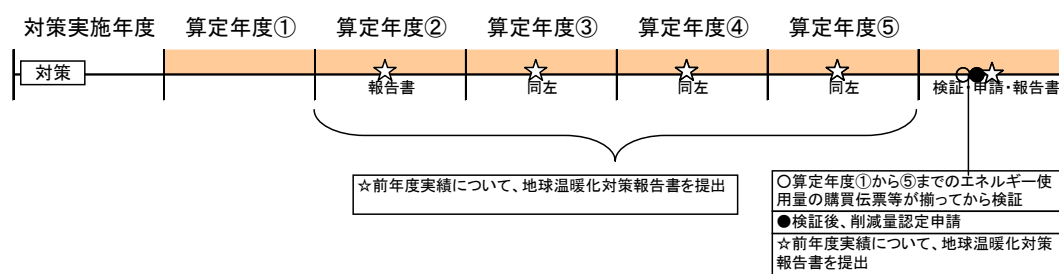


図 2.4 算定年度5年度分の購買伝票等が揃ってから検証を実施する例のイメージ

## 4 埼玉県認定

### (1) 認定の条件

埼玉県は、県内中小クレジット削減量認定申請書で申請された県内中小クレジットの削減量が次の事項を全て満足しているとき、当該削減量を認定する。なお、審査の過程で、次の事項の確認のため、申請者や検証機関に対し、ヒアリングや現地確認を行うことがあり、算定書や検証結果報告書等に修正が必要な場合は、再提出を求めることがある。

ア 中小規模事業所が、目標設定ガスの排出総量を削減していること。

イ 認定基準に適合する削減対策を実施していること。

ウ 県内中小クレジット算定書について、検証機関の検証の結果が「適合」であって、その検証の方法が適正であること、又は、検証の結果が「埼玉県と要協議」であるが、申請者と埼玉県との協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。

エ 中小規模事業所について、県内中小クレジットの削減量を算定する年度の目標設定ガス排出量を地球温暖化対策計画作成・実施状況報告書により埼玉県に報告していること。

オ 埼玉県の修正要求があった場合に対応していること。

県内中小クレジット算定ガイドライン第3部第2章 3(2)に定めるところにより、検証を受けていないときは、次のカ及びキの事項

カ 前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点及び推計削減量が変わらないこと。

キ 算定年度のエネルギー使用量が算定書に正しく記載され、認定可能削減量等の算定の計算方法等が県内中小クレジット算定ガイドラインに則っていること。

## 第2章 検証の計画

### 1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類（様式は定めない。）を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成（各人員における役割分担を含む。）
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順
- ・ 品質管理手続における確認項目（ただし、検証業務規程に県内中小クレジットに関する品質管理手続の定めがある場合は不要。）

#### (1) 利害関係について

登録検証機関は、申請者と検証のための契約を締結するときに、「**検証機関登録申請ガイドライン**」に定める利害関係に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「**検証機関登録申請ガイドライン** 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1)利害相反の回避」を参照。）。

#### (2) 検証業務を行う人員の編成

「**検証機関登録申請ガイドライン**」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、登録検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

登録検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「**検証機関登録申請ガイドライン**」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない（「**検証機関登録申請ガイドライン** 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項 (1)利害相反の回避」を参照。）。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

また、検証機関は、必要に応じて中小規模事業所の事業特性、検証上の技術的難易度等を考慮し、技術専門家を検証業務に帯同させ、検証業務の円滑な遂行に努めるものとする。

(3) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第2部第5章2のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施するに当たり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載しておかなければならない。ただし、検証業務規程に県内中小クレジットに関する品質管理手続の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程（現地検証では当日の行程を含む。）を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ申請事業所に提出する。

## 第3章 検証方法

### 1 検証にあたっての検証機関の姿勢

検証機関は客観的な立場から、公平に検証を行うものとし、本ガイドラインに基づいて検証を実施しなければならない。また、申請者が意図せずに算定書作成上の誤りが生じている場合、申請者が認定基準を十分理解しないままに算定書を作成する場合等も想定して検証に臨まなければならない。

また、検証機関が事業所で準備する根拠書類では適合性を判断できない場合は、**埼玉県**へ確認することも可能である。

### 2 検証項目と検証対象

主な検証項目は、算定の対象となる事業所の範囲、算定の対象となる燃料等使用量監視点、エネルギー使用量、対策の実施、算定の計算方法及び算定された量の値である。検証項目を確認するための検証の対象は、**県内**中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書及び**県内**中小クレジット算定書である。検証機関は、これら検証の対象が**県内**中小クレジット算定ガイドラインに則って作成されているか確認するため、次の提示された書類の確認、設備等に関する現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へのヒアリングなどを行う。事業所が、検証に当たって、必ず検証機関に提示する書類は、次のアからクまでのとおりである。原則として、事業所が現地検証の前に事前に提示する書類は、次のア、イ、ウ、エ、カ、キ及びクとする。ウについては、電子データも併せて事前に提出される。オ及びケについては現地検証時に提示される。検証機関は、事業所から事前に提示・提出された書類について現地検証の前に確認を行う。オ及びケについては現地検証時に確認を行う。

- ア **県内**中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）の写し
- イ **県内**中小クレジット事業所範囲認定通知書（事業所範囲を示す添付書類も含む。）
- ウ **県内**中小クレジット算定書（第3号様式）
- エ 中小規模事業所の概要
- オ エネルギー使用量が確認できる購買伝票等
- カ 用途別床面積の算定根拠が分かる書類
- キ 削減対策項目の内容が分かる書類（※）
- ク 2回目以降の検証の場合にあっては、前回までの検証の算定書及び検証結果報告



書（検証機関が作成したもの）、前回までの削減量認定申請時の算定書（埼玉県  
の収受印があるもの）の写し

ケ 対策後のエネルギー使用量を使用する場合にあつては、計量実績等を示す書類

※ 設備機器等の設置年度、仕様、配置がわかるしゅん工図、機器完成図、工事記録、  
工事工程表、工事完了届等とする。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性  
が確認できない場合は、整合性を示す書類（集計表、対応表等）が必要となる。

検証の対象は、ア及びウである。これらを確認するため、イ、エ、オ、カ、キ、ク  
及びケについても事業者から提示されない場合は、検証に必要となる情報が含まれる  
ので提示を求めること

### 3 検証チェックリストを用いた検証

#### （1） 検証チェックリストを用いた検証

検証は、「検証チェックリスト」に示す「検証チェック項目」ごとに行う。その際、  
検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリス  
ト」に記載される順序に沿うことが想定される。

#### （2） 根拠資料・確認手段の選択

「検証チェック項目」ごとの検証に当たって、検証主任者等は「検証チェックリス  
ト」の「根拠書類等」欄に掲げる根拠資料、確認手段等から一つ以上を選び、チェッ  
クするとともに、根拠とした資料の具体的名称及び発行年月日等を判断理由欄に記入  
する。

### (3) 検証結果の判断

(2) で選択した根拠資料、確認手段等に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、次の表の基準に従って判断し、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしのいずれかに「○」をつける。また、「検証結果」欄の適合／不備あり／不明／該当なしにかかわらず、判断理由を必ず記載する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	算定書に記載された情報が、「 <b>県内</b> 中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず算定書に記載がない、又は記載された情報が、「 <b>県内</b> 中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、算定書に記載された情報が「 <b>県内</b> 中小クレジット算定ガイドライン」に従って報告（算定・表示）されているかどうかの判断ができない。
該当なし	検証先事業所の削減対策項目等が項目に該当しない。ただし、事実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」としてはならない。

## 4 検証業務に当たっての準備

### (1) 事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書の確認

検証機関は、検証の対象となる事業所範囲を確認するため、事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書の写しで確認する。

### (2) 検証対象の確認

初回の検証においては、必ず、算定書に基づき、現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いて検証を実施する。前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲及び燃料等使用量監視点が変わらない場合であって、前回の検証時に確認された推計削減量を変更しないときは、検証は行わなくとも良い。

前回の検証時から、算定の対象となる事業所の範囲、燃料等使用量監視点又は推計削減量を変更する場合は、改めて検証を受ける必要がある。なお、削減対策の追加や用途別床面積の変更等があったとしても、推計削減量を変更しないのであれば改めて検証を受ける必要はない。設備等を撤去した場合は、必ず推計削減量を変更する必要があるが、改めて検証を受ける必要はない（詳細は、**県内中小クレジット算定ガイドライン**第4部第2章 2参照）。

改めて検証を行う場合においては、申請者から提示された検証結果報告書（前回）及び算定書（前回及び今回）に基づき、変更のない項目について確認する。追加対策等により変更のある削減対策項目が現地又は情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた検証の対象となる。また、事業所範囲の変更が生じた場合又は初回の検証の場合には、全ての削減対策項目が検証の対象となる。

### (3) 算定書の記載方法、不整合等の確認

検証機関は、提出された算定書、中小規模事業所の概要が記載されている書類（パンフレット等）により、中小規模事業所の規模、概要等を把握した上で、入力の内容に明らかな誤りがないか、入力が行われていない項目がないか、内容自体の不整合がないかを確認する。誤りなどがあった場合、検証機関は、その旨を申請者に対して現地検証前に修正を依頼する。

## 5 検証の方法

### (1) 算定書の検証方法

#### ア 全数確認による検証方法

**県内中小クレジット算定ガイドライン**第3号様式その1（以下「メイン\_入力シート」という。）及び各削減対策項目シート（**県内中小クレジット算定ガイドライン**第3号様式その3からその25まで）は、全ての入力内容が検証の対象となる。「**県内中小クレジット算定**

ガイドライン」に従って入力されているか、根拠書類に基づき確認する。参考としてメイン\_入力シートの検証方法を図 2.5 に示す。

第3号様式(県内中小クレジット算定ガイドライン)その1

**県内中小クレジット算定書**

**事業所の概要**

事業所番号: 99999

事業者の氏名: 株式会社 △△△ 代表取締役 ××× ×××

事業所の名称: ○○ビルディング

事業所の所在地: 埼玉県さいたま市浦和区○○1-1-1

主たる用途: 事務所

しゅうん工年月(西暦): 1980年3月

電気事業者: 東京電力

ガス事業者: 東京ガス

延床面積又は事業所の床面積: 10,000.00 m<sup>2</sup>

お客さま番号等: 12345

お客さま番号等: 678910

**購入伝票のお客番号で確認**

**根拠書類との整合を全て確認**

**用途別床面積**

用途名	含まれる用途	床面積 (m <sup>2</sup> )
事務所	事務所、官公庁庁舎、警察署、消防署、刑務所、物置所、畜場、研究施設(事務所的なものに限る)、宗教施設 など	9,000.00
商業施設(物販)	ショッピングセンター、百貨店、スーパー、遊技場、温浴施設、空港、バスターミナル など	2,000.00
商業施設(飲食)	飲食店、食堂、喫茶店 など	
宿泊施設	ホテル、旅館、公共宿泊施設、特設式場、宴会場、神社施設 など	
教育施設	小学校、中学校、高等学校 など	
医療施設	病院、大学病院 など	
文化・娯楽施設	美術館、博物館、図書館 など	
その他	工場など	
合計		10,000.00

※ 床面積は、各用途の共用部分を含んだ面積とし、複合用途の場合は共用部面積を専用部面積比で算分する。

**過去の算定書(埼玉県の収受印があるもの)の数値との整合を全て確認(2回目以降の検証の場合)**

**削減対策項目と対策削減量集計表**

区分	No.	削減対策項目	対策削減量 [t-CO <sub>2</sub> /年]										
			第一計画期間				第二計画期間						
			対策1	対策2	対策3	対策4以降	合計	対策1	対策2	対策3	対策4以降	合計	
1. 熱源・熱搬送設備	1.1	高効率熱源機器の導入	24.2				24.2	23.9					23.9
	1.2	高効率冷却塔の導入	2.6	2.4			5.0	3.4	3.1				6.4
	1.3	高効率空調用ポンプの導入	3.4	1.1			4.4	4.3	1.4				5.7
	1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入	9.8				9.8	12.5					12.5
2. 空調・換気設備	2.1	高効率パッケージ形空調機の導入	83.7				83.7	94.9					94.9
	2.2	高効率空調機の導入	1.7	1.2			2.9	2.1	1.5				3.7
	2.3	全熱交換機等の導入	1.0				1.0	1.0					1.0
	2.4	高効率空調・換気用ファンの導入	0.3	0.2			0.4	0.3	0.2				0.6
	2.5	空調の省エネ制御の導入	58.3				58.3	69.1					69.1
	2.6	換気の省エネ制御の導入	9.4				9.4	12.0					12.0
3. 照明・電気設備	3.1	高効率照明器具の導入	11.3	6.9			18.1	14.4	8.8				23.2
	3.2	高輝度型誘導灯の導入	1.3				1.3	1.7					1.7
	3.3	高効率変圧器の導入	12.0	14.7			26.8	15.4	18.8				34.3
	3.4	照明の省エネ制御の導入	2.2				2.2	2.8					2.8
4. その他	4.1	高効率給湯システムの導入	10.5				10.5	12.7					12.7
	4.2	エレベーターの省エネ制御の導入	1.8				1.8	2.3					2.3
	4.3	高効率エアコンプレッサーの導入	0.2				0.2	0.2					0.2
	4.4	その他の高効率ポンプ・ブロワファン等の導入	0.2	0.4			0.6	0.3	0.5				0.8
	4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入	17.5				17.5	22.4					22.4
	4.6	高効率工業炉の導入	21.8				21.8	21.5					21.5
	4.7	高性能ガラス等の導入	1.8				1.8	2.1					2.1
	合計	274.9	26.8			301.7	318.4	34.3				353.7	

**県内中小クレジット算定結果**

年度	発行開始年度	基準排出量決定年度	排出量実績値 [t-CO <sub>2</sub> /年]	基準排出量 [t-CO <sub>2</sub> /年]	算定年度削減量 [t-CO <sub>2</sub> /年]	推計削減量 [t-CO <sub>2</sub> /年]	都内中小クレジット [t-CO <sub>2</sub> /年]
2007年度以前							
2008年度							
2009年度							
2010年度		基準1	4,800	1,852			
2011年度			4,800	1,852			
2012年度	対策1		4,440	1,713	1,852	139	139
2013年度		基準2	4,440	1,713	1,852	139	302
2014年度			4,440	1,713	1,852	139	302
2015年度	対策2		4,440	2,197	2,376	179	389
2016年度			4,200	2,079	2,376	297	389
2017年度			4,680	2,316	2,197	0	37
2018年度							
2019年度							
2020年度							
2021年度							
2022年度							
2023年度							
2024年度							

県内中小クレジット算定結果

算定年度削減量 : A      対策削減量 : B

① A=0の場合      県内中小クレジット=0

② A<B×1.1の場合      県内中小クレジット=A

③ 上記以外の場合      県内中小クレジット=B×1.1

推計削減量合計: 889 [t-CO<sub>2</sub>]

県内中小クレジットを算定する年度: 2012年度 ~ 2019年度

県内中小クレジット: 第一計画期間 417 [t-CO<sub>2</sub>]

第二計画期間 476 [t-CO<sub>2</sub>]

**過去の申請と重複がないか確認**

**発行可能期間以内に設定しているか確認**

図 2.5 メインシート(第3号様式その1)の検証方法の概要

19

### イ 全数確認とサンプリング確認の組み合わせによる検証方法

エネルギー使用量シート（県内中小クレジット算定ガイドライン第3号様式その2）の左側に並ぶ次の項目、すなわち、エネルギー種別、メーター種別及び除外対象、供給会社等、お客さま番号、年度については全ての入力内容について根拠書類に基づき検証する。

また、エネルギー使用量シートの右側の各月のエネルギー使用量については、ひとつの行ごとに3か月分をサンプリングし、購買伝票等との整合を確認する。なお、1箇所以上入力誤りがあった場合は、その行の全数を確認する。

エネルギー使用量シートの検証方法について図2.6に示す。

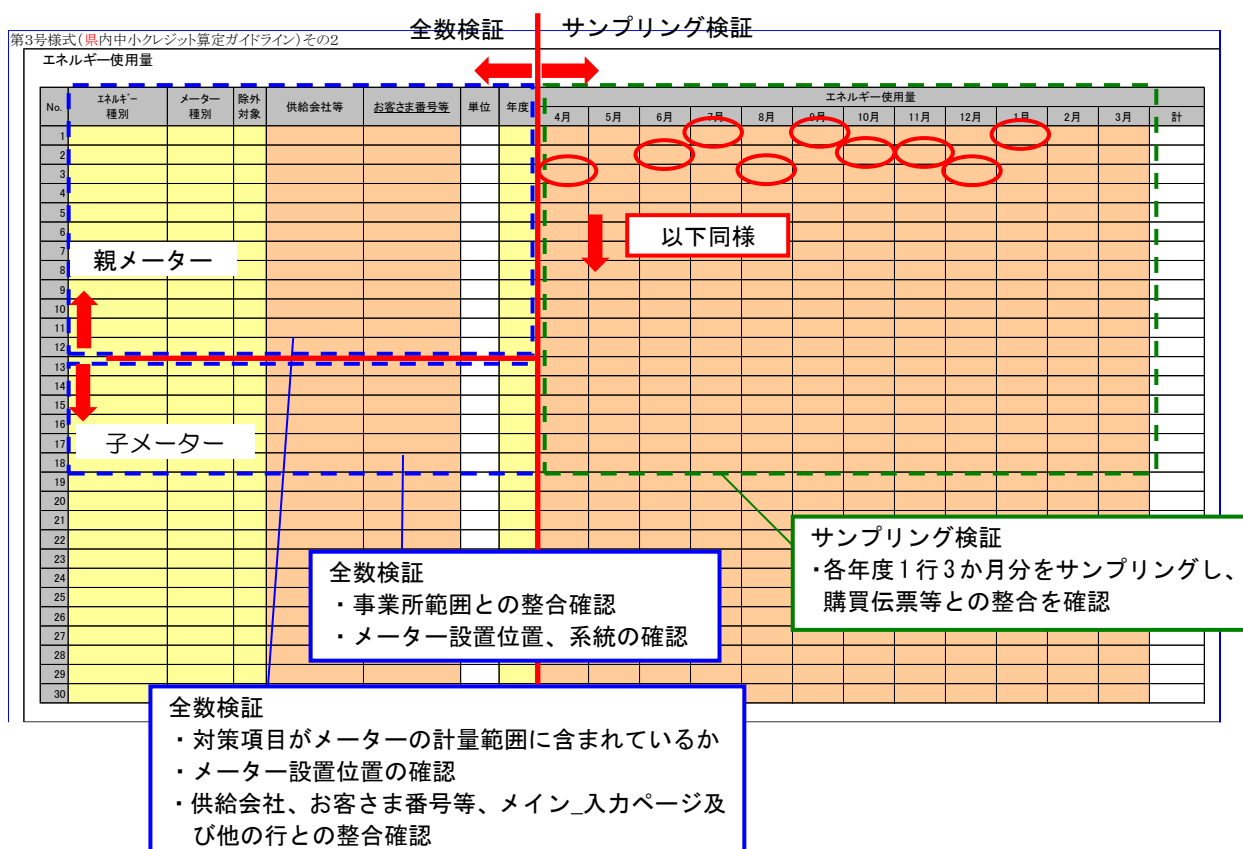


図 2.6 エネルギー使用量シート（第3号様式その2）の検証方法の概要

(2) 第3号様式その3からその25まで（削減対策項目シート）の検証方法

ア 根拠書類等の確認による検証

削減対策項目シートについては全ての記入内容について、根拠書類との整合を確認するものとする。

削減対策項目の内容は、設備機器等の設置年度、仕様、配置が分かるしゅん工図、機器完成図、工事記録、工事工程表、工事完了届等の根拠書類等で確認する。しゅん工図等で、算定書と削減対策の整合性が確認できない場合は、整合性を示す書類（集計表、対応表等）で確認する。算定書との整合性を示す書類（集計表、対応表等）がしゅん工図等に基づいて作成されているかの確認も行う。

対策後のエネルギー使用量又は電気使用量については、記載のある場合のみ、計量実績等を示す根拠書類の数値との整合及び計量器の仕様等が県内中小クレジット算定ガイドラインに定める要件を満たしているか確認する。

また、認定申請の範囲を特定しているメーターの計量範囲に含まれていない削減対策項目がないかを確認する。

第3号様式(県内中小クレジット算定ガイドライン)その22

4.4 その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファン等の導入

No.	削減対策内容										対策削減量			
	対策No.	実施年度	機器記号	種別	電動機出力 [kW]	台数	対策項目			省エネ率	対策後の電気使用量実績値 [kWh/年]	年間電気削減量 [kWh/年]	年間削減量 [t-CO <sub>2</sub> /年]	
							永久磁石 (IPM) モータ	プレミアム効率 (IE3) モータ	高効率 (IE2) モータ				第一計画期間	第二計画期間
1	対策1	2008			1500	2		○		0.0	15,000	625	0.2	0.3
2	対策2	2016			1500	2		○		0.0	18,000	957	0.4	0.5
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														

・記入されている場合全て確認

・対策No. と実施年度はメイン入力シートとの整合確認

・対機器仕様は全て確認

図 2.7 削減対策項目シート（第3号様式その3からその25まで）の検証方法の概要

## イ 現地検証による検証方法

検証を開始する前に、検証主任者にあつては埼玉県が発行した検証主任者登録証、検証担当者にあつては埼玉県が実施した検証主任者等講習会修了証（登録証及び修了証は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。）を事業者に必ず提示すること。

現地検証は、各削減対策項目シート（県内中小クレジット算定ガイドライン第3号様式その3からその25まで）に記載のある設備機器等が中小規模事業所に設置されているかどうかを確認するために実施する。

検証は、各削減対策項目シートにおいて次の（ア）から（エ）までのうち該当する抽出対象から無作為に選定した2つの設備機器等について行うものとする。

- （ア）削減対策の種類が複数あり、設置場所も複数ある場合は、削減対策の種類及び設置場所の異なる2台
- （イ）削減対策の種類が複数あり、設置場所が1か所の場合は、削減対策の種類の異なる2台
- （ウ）削減対策の種類が1つで、設置場所が複数ある場合は、設置場所の異なる2台
- （エ）削減対策の種類が1つで、設置場所が1か所の場合は、同じ削減対策の種類及び同じ設置場所から2台

ここで、削減対策の種類が複数ある場合とは、対策項目、仕様等の異なる機器がある場合をいう。

なお、1つ以上の入力誤りがあつた場合は、さらに2つの設備機器等について確認し、入力誤りがなくなるまで繰り返す。

また、現地での確認が困難な場合は、現地検証の対象とせず、根拠書類によって確認を行う。

実際の設備機器の銘板等で使用の確認を行った結果、根拠書類に間違いがあつた場合は、実際の設備機器の仕様で算定書を確認すること。

## 6 検証機関による質問

検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、埼玉県が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から埼玉県にその判断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を提示しなければならない。また、埼玉県が判断するための情報を可能な限り入手して添付しなければならない。

検証機関の質問様式の掲載ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kenshoyoshiki.html#tyuusyuu>



## 第4章 再検証の実施

### 1 再検証を行う場合

検証チェックリストの項目に、「不備あり」又は「不明」がある場合には、検証機関は事業所に該当箇所を修正すべき必要があることを指摘する。検証機関は申請者から再提出された算定書について、当該修正箇所を確認し、全て正しく修正されていれば、検証結果を「適合」として、検証結果報告書（別紙様式）を申請者に対して提出する。

検証機関が「不備あり」又は「不明」と判断した項目について、別途、申請者が根拠書類等を準備した上で算定書を修正し、検証を受けようとする場合は、再検証を行う。

### 2 再検証時の検証チェックリストの扱い

「不備あり」又は「不明」であった項目が、再検証の結果、検証主任者等が「適合」と判断する場合は、適合の欄に「○」の印、不備あり又は不明の欄は「●」をつけ、検証の経緯を記録に残す。

### 3 再検証時の算定書の扱い

再検証時には、申請者は算定書を修正し、再提出することになるが、この時、他の部分の変更もされてしまう恐れがある。このため、算定書の再提出を受ける際、検証機関は申請者に対して修正箇所について説明を求めるものとする。

また、検証機関は、説明のあった項目以外の算定書に記載された項目全てについて変更がないことを確認しなければならない。この場合、当初の検証時の算定書のデータについて申請者の説明を基に検証機関自らが、修正箇所以外の項目について算定書の内容が一致していることを確認する。

## 第5章 検証結果のとりまとめと報告

### 1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次のいずれも満たす場合には、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に「○」を記入しなければならない。

- ・「検証チェックリスト」の検証結果欄が全て「適合」又は「該当なし」である。
- ・検証結果の品質管理レビューで問題ないと判断されている。

一方、申請者が修正要求に従わず上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「埼玉県と要協議」欄に「○」を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「3 埼玉県と要協議の事由」において、「不備あり」又は「不明」に該当する項目及びその判断理由を具体的に記載する。

検証結果報告書の「検証の対象年度」には、基準排出量決定年度、削減量の算定年度のうち検証の対象とした年度を記載する。

### 2 検証結果の品質管理手続き及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が、本ガイドラインに従い、適切な検証が行われているかどうか客観的に評価しなければならない。

そのため、検証機関は、品質管理手続きとして、当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

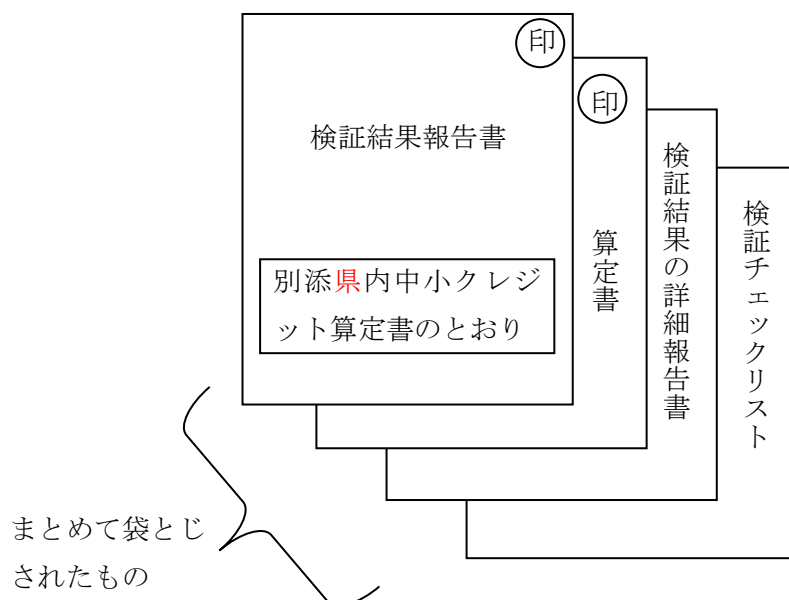
- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していることを評価する（プロセスレビュー）。
- ・ 検証意見が適切なものであることを評価する（テクニカルレビュー）。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければならない。

### 3 検証結果報告書、検証結果の詳細報告書及び検証チェックリストの提出

検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を申請者に提出する。なお、提出に際し、必ず各書類の写しを帳簿に記載の日から7年間（7年をすぎても、クレジット発行可能期間中でかつ削減量認定申請が埼玉県に受理されるまで）保管しなければならない。

- ・ 「検証結果報告書」（押印必要※）
- ・ 「検証結果の詳細報告書」（第1号様式）
- ・ 「検証チェックリスト」（第2号様式）
- ・ 「**県内中小クレジット算定書**」（**県内中小クレジット算定ガイドライン**第3号様式）



県内中小クレジット算定書及び検証チェックリストは、検証対象の部分のみを提出する。検証チェックリストの表紙の「作成日」、「現地調査日」は、年・月・日を明記する。

※ 検証結果報告書には、原則として印鑑登録制度による登録印を押印すること。

なお、検証機関が検証結果報告書の発行を初めて行う際には、当該登録印の印鑑証明書を県に提出すること。やむを得ず登録を行っていない印鑑等を押印する場合には、あらかじめ使用印鑑届により使用する印鑑を埼玉県に届出を行うこと（使用印鑑届の届出者の欄には、原則として登録印を押印し、併せてその印鑑証明書を添付すること）。また、埼玉県に提出した印鑑証明書又は使用印鑑届の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名、使用印鑑等）に変更が生じた場合には、速やかに変更後の印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）又は使用印鑑届を埼玉県に提出すること。

#### 4 埼玉県による聴取

埼玉県は、申請者及び検証機関に対して、検証結果報告書、検証結果の詳細報告書及び検証チェックリストに記載された内容に関する聴取を行う場合がある。

聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料（検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、対策項目の概要が分かる図面・資料・現地写真等、特殊な判断を行った部分についてはその根拠を示す書類など）も上記の各書類に合わせて保存すること。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所  
氏 名

印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

## 検証結果報告書

## 1 検証の対象

検証対象の種類		
検証先 事業所	名称	
	所在地	
	事業所番号	

## 2 検証の対象年度

検証の対象年度	年度
---------	----

## 3 検証を実施した登録検証機関

登録区分				
登録番号		登録年月日	年 月 日	
営業所の名称				
営業所の所在地				
検証 主任者	部署名			
	氏名			
	登録番号		登録年月日	年 月 日
	連絡先	電話番号		
電子メールアドレス				

## 4 利害相反の回避

検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認	<input type="checkbox"/> 確認済み
-----------------------------------------------------------	-------------------------------

## 5 検証結果

検証結果	適 合	埼玉県と要協議

検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等	
------------------------	--

事業所名称	
事業所番号	
検証の対象年度	

## 検証結果の詳細報告書

### 1. 検証を担当した人員

	責任者	氏名	区分	登録番号
1				
2				
3				
4				
5				

(注) 「責任者」欄には、この案件を担当した人員の中で、代表して責任を負う検証主任者1名に○を記入すること。

### 2. 検証結果の品質管理手続の概要

実施日	実施者	テーマ・名称	結果の概要

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

事業所名称	
事業所番号	
検証の対象年度	

3. 埼玉県と要協議事由

項目	不備あり ／不明	「不備あり」、「不明」の理由

(注) 欄が足りない場合は、用紙を追加して記入すること。

県内中小クレジット検証チェックリスト

認定申請 事業所名称	
事業所番号	
検証の 対象年度	年度 ~ 年度

作成日	
現地調査日	

検証機関名	
登録番号	
検証主任者 氏名	
登録番号	
所属	
連絡先	
e-mail	



第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その2

算定ガイドライン第3号様式その1関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由	
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし		
1	認定申請の事業所範囲	事業所範囲の特定	<input type="checkbox"/> 認定申請の事業所範囲が特定できるメーターによりエネルギー使用量が計量されており、その購買伝票等があるか。また、 <b>埼玉県</b> からの事業所範囲認定通知書とメーターの計量範囲が一致しているか。 <input type="checkbox"/> 算定書に記載のないメーターが事業所範囲内に無いか。(県内中小クレジット算定ガイドラインの除外可能なメーターは除く。)	<input type="checkbox"/> 購買伝票等の原本 <input type="checkbox"/> 単線結線図 <input type="checkbox"/> ガス供給系統図 <input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> <b>埼玉県</b> からの通知書 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		住宅用途の取り扱い	<input type="checkbox"/> 住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できる場合、住宅用途部分の購買伝票等が含まれていないか。契約種別、契約名等で住宅用途と見受けられる購買伝票等が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途のみのエネルギー使用量が計量できない場合、 <b>県内中小クレジット算定ガイドライン第2部第1章 2 (5)の住宅用途の取り扱いに適合しているか。</b>	<input type="checkbox"/> 購買伝票等の原本 <input type="checkbox"/> 単線結線図 <input type="checkbox"/> ガス供給系統図 <input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		重複申請	<input type="checkbox"/> 認定申請事業所が重複申請がないことを確認しているか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング					
2	算定書のバージョン	<input type="checkbox"/> 算定書のバージョンが、検証機関による現地検証実施日のものとなっているか。	<input type="checkbox"/> 算定書						
3	事業所の概要	事業所番号	<input type="checkbox"/> 事前届出時に受領している <b>埼玉県</b> からの通知書の番号と整合しているか。	<input type="checkbox"/> <b>埼玉県</b> からの通知書					
4		事業者の氏名	<input type="checkbox"/> 記入内容が根拠書類と整合しているか。	<input type="checkbox"/> <b>埼玉県</b> からの通知書 <input type="checkbox"/> 名称等変更届(変更がある場合のみ)					
5		事業所の名称	<input type="checkbox"/> 記入内容が根拠書類と整合しているか。	<input type="checkbox"/> <b>埼玉県</b> からの通知書 <input type="checkbox"/> 名称等変更届(変更がある場合のみ)					
6		事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 記入内容が根拠書類と整合しているか。	<input type="checkbox"/> <b>埼玉県</b> からの通知書 <input type="checkbox"/> 名称等変更届(変更がある場合のみ)					
7		主たる用途	<input type="checkbox"/> 床面積、フロア数、エネルギー使用量のいずれかでおおむね過半を占める用途が選択されているか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 建築基準法による建築確認の検査済証 <input type="checkbox"/> 建物の登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
8		電気事業者 お客さま番号	<input type="checkbox"/> 購買伝票等に記載のある会社名が記入されているか。 <input type="checkbox"/> 購買伝票等に記載のあるお客さま番号が記入されているか。	<input type="checkbox"/> 購買伝票等の原本					
9		ガス事業者 お客さま番号	<input type="checkbox"/> 購買伝票等に記載のある会社名が記入されているか。 <input type="checkbox"/> 購買伝票等に記載のあるお客さま番号が記入されているか。	<input type="checkbox"/> 購買伝票等の原本					
10	用途別床面積	床面積 (県内中小算定ガイドライン第2部第2章に定めた簡易法を用いた推計値を利用する場合(用途別床面積が空欄の場合)は、検証の対象外)	<input type="checkbox"/> 床面積の合計欄の数値が、延床面積又は事業所の床面積の欄の数値と等しくなるように入力されているか。 <input type="checkbox"/> 根拠書類や現地状況と用途別の床面積の記入内容が整合しているか。 <input type="checkbox"/> 用途別床面積一覧表にて用途別床面積を確認した場合、用途別床面積一覧表がしゅん工図等に基づいて作成されているか。 <input type="checkbox"/> 複合用途の場合、全体共用面積を各用途の床面積比で按分したものが各用途の床面積に加えた値になっているか。 <input type="checkbox"/> 100m <sup>2</sup> 以上の用途が、用途別床面積に算定されているか。	<input type="checkbox"/> 用途別面積一覧表 <input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 建築基準法による建築確認の検査済証 <input type="checkbox"/> 建物の登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		床面積 (用途別床面積が空欄の場合)	<input type="checkbox"/> 用途別床面積が空欄の場合、県内中小クレジット算定ガイドライン第2部第2章に定める簡易法を用いていることを認識しているか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング					
11	削減対策項目と対策削減量集計表	<input type="checkbox"/> 追加対策等により変更のある削減対策項目以外について、前回の算定書( <b>埼玉県</b> の <b>收受</b> 印のあるもの)及び検証結果報告書と同じ内容となっているか。 (2回目以降の検証の場合)	<input type="checkbox"/> 前回の検証結果報告書 <input type="checkbox"/> 前回の削減量認定申請書時の算定書その1( <b>埼玉県</b> の <b>收受</b> 印のあるもの)						

算定ガイドライン第3号様式その1及びその2関連				検証結果					
No.	項目	検証チェック項目	根拠書類等					判断理由	
			適合	不備あり	不明	該当なし			
12	県内中小クレジット 算定結果	発行開始年度	<input type="checkbox"/> 対策No.の選択が、各シートの削減対策の実施年度又はその翌年度に設定されているか。(削減対策項目ごとの算定書検証後に実施)	<input type="checkbox"/> 第3号様式その3からその25 <input type="checkbox"/> 前回の検証結果報告書 (2回目以降の検証の場合) <input type="checkbox"/> 前回の削減量認定申請書時の算定書その1(埼玉県 <sup>※</sup> の収受印のあるもの) <input type="checkbox"/> ヒアリング					
13		基準排出量決定年度(基準排出量)	<input type="checkbox"/> 追加対策がない場合、基準排出量決定年度が削減対策工事実施年度の直前の3か年度の中から選択されているか。 <input type="checkbox"/> 追加対策がある場合で、先行対策による発行可能期間の終了後に追加対策が実施されている場合は、基準排出量決定年度が対策実施年度の直前の3か年度の中から選択されているか。 <input type="checkbox"/> 先行対策の発行可能期間内に追加対策を実施している場合で、かつ対策が年度で連続していない場合、追加対策の基準排出量決定年度は、直前の先行対策の実施年度以降の年度、かつ直前の3か年度の中から選択されているか。 <input type="checkbox"/> 追加対策が毎年度実施されている場合は、基準排出量決定年度は初めの対策の直前の3か年度の中から選択されているか。 <input type="checkbox"/> 基準排出量に変更がないか。(2回目以降の検証の場合)						
14		県内中小クレジットを算定する年度	<input type="checkbox"/> 算定する年度が、県内中小クレジットの申請年度と整合が取れているか。 <input type="checkbox"/> 算定する年度が、県内中小クレジットの発行可能期間内に設定されているか。 <input type="checkbox"/> 算定する年度が、前回既に申請済みの期間と重複していないか。(2回目以降の検証の場合)						
15	エネルギー使用量 (第3号様式その2)	認定申請の事業所範囲との整合	<input type="checkbox"/> 検証チェックリストNo.1(認定申請の事業所範囲)で確認した全てのメーターの、エネルギー種別、メーター種別、除外対象、供給会社等、お客さま番号が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。	<input type="checkbox"/> 申請範囲が分かる書類 <input type="checkbox"/> 購買伝票等の原本					
メーター種別		<input type="checkbox"/> 電気事業者、ガス事業者との取引メーターは親メーターが選択されているか。 <input type="checkbox"/> テナント等建物の一部分が申請する場合、子メーターを親メーターとして選択していないか。							
除外対象		<input type="checkbox"/> 親メーターに除外が選択されていないか。 <input type="checkbox"/> 子メーターのみ表現されている場合に除外が選択されていないか。 <input type="checkbox"/> 親メーターと子メーターが両方表現されている場合に、子メーターが除外されているか。							
供給会社等		<input type="checkbox"/> 購買伝票等と整合が取れているか。 <input type="checkbox"/> 子メーターを記入する場合の供給会社等の欄には、子メーターの計量範囲のテナント等の名称が記入されているか。							
お客さま番号等		<input type="checkbox"/> 購買伝票等と整合が取れているか。 <input type="checkbox"/> 子メーターの場合、メーター番号等が記入されているか。							
年度		<input type="checkbox"/> 基準排出量決定年度及び県内中小クレジットを算定する年度が記入されているか。 <input type="checkbox"/> 年度が西暦で記入されているか。							
各年度・各月のエネルギー使用量		<input type="checkbox"/> 購買伝票等の数値と算定書の数値がサンプリング検証の結果一致しているか。 <input type="checkbox"/> 使用量が空欄(使用が無い場合は0を入力)になっている月がないか。 <input type="checkbox"/> 極端に大きい値又は小さい値が記入されている月がサンプリングに含まれているか。							

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その4

算定ガイドライン第3号様式その3からその4関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
1.1	高効率熱源機器の導入 (第3号様式その3)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての熱源機器の実施年度、機器記号、機種、冷凍能力、加熱能力、台数、エネルギー種別、1台当たりの定格エネルギー消費量が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された熱源機器について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 熱回収ヒートポンプユニット及び熱回収ターボ冷凍機は熱回収運転時の定格エネルギー消費量、排熱投入型直焚吸収冷温水機は排熱投入無しの場合の定格エネルギー消費量となっているか。 <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 工場の場合で、生産プロセス用に蒸気ボイラーを導入した場合は、対策後のエネルギー使用量実績値は入力されているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )						
		<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )						
1.2	高効率冷却塔の導入 (第3号様式その4)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての冷却塔の実施年度、機器記号、種別、冷却能力、ファン電動機出力、散水ポンプ電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された冷却塔について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )						
		<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )						

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その5

算定ガイドライン第3号様式その5からその6関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
1.3	高効率空調用ポンプの導入 (第3号様式その5)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調用ポンプの実施年度、機器記号、種別、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調用ポンプについて、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等  <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					
1.4	空調用ポンプの変流量制御の導入 (第3号様式その6)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調用ポンプの変流量制御の実施年度、機器記号、種別、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調用ポンプの変流量制御について、算定書からサンプリングした機器及びインバータが現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 変流量制御に、台数制御のみ又は手動によるインバータ調整が含まれていないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等  <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その6

算定ガイドライン第3号様式その7からその8関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果				判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	
2.1	高効率パッケージ形空調機の導入 (第3号様式その7)	<input type="checkbox"/> 対策後の全てのパッケージ形空調機の実施年度、機器記号、種別、冷房能力、暖房能力、台数、エネルギー種別、屋外機1台当たりの定格エネルギー消費量が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認されたパッケージ形空調機について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> APFで評価を行う場合、対策後の機器がエアコンディショナーのトップランナー基準に準拠しているか。 <input type="checkbox"/> APFpで評価を行う場合、対策後の機器がガスエンジンヒートポンプ式空調機のグリーン購入法判断基準値に準拠しているか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 水蓄熱パッケージ形空調機の冷房・暖房能力及び消費電力は、蓄熱非利用時の値となっているか。 <input type="checkbox"/> 電算室用パッケージ形空調機の場合、対策後の機器が、顕熱比が0.9以上、冷房専用の機器、圧縮機が可変制御方式(インバータ制御等)の機器及び電気式パッケージ形空調機であることが根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 電算室用パッケージ形空調機の場合、冷房能力、定格エネルギー消費量が”室内24°C DB、17°CWB、室外35°CDB”の条件下で測定されたものであることが根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/> GHP+EHP一体型システムの場合、GHPとEHPを独立した機器として入力され、種別はGHPとEHPその他が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 冷媒蒸発温度自動変更機能が選択されている場合、当該機能を有する機器であることを根拠書類で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				
2.2	高効率空調機の導入 (第3号様式その8)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調機の実施年度、機器記号、送風量、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調機について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その7

算定ガイドライン第3号様式その9からその10関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
2.3	全熱交換器の導入 (第3号様式その9)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての全熱交換器等の実施年度、機器記号、外気量、排気量、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン、入カシントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された全熱交換器等について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。  <input type="checkbox"/> 外気量は設計外気量が記入されているか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					
2.4	高効率空調・換気用ファンの導入 (第3号様式その10)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調・換気用ファンの実施年度、機器記号、送风量、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン、入カシントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認されたファンについて、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等  <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等  <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )					

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その8

算定ガイドライン第3号様式その11からその12関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	判断理由
2.5	空調の省エネ制御の導入 (外気負荷の抑制) (第3号様式その11)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調の省エネ制御の実施年度、機器記号、送風量、外気量、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調の省エネ制御について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> ウォーミングアップ時の外気遮断制御に、外調機のスケジュール制御が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 外気量を低減せずに、CO2濃度が満足しない場合のみ外気量を増やす制御が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> CO2濃度による外気量制御で、手動によるダンパー調整が含まれていないか。  <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
2.5	空調の省エネ制御の導入 (空気搬送動力の低減) (第3号様式その12)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調の省エネ制御の実施年度、機器記号、送風量、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調の省エネ制御について、算定書からサンプリングした機器及びインバータが現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 変風量制御に、台数制御のみ又は手動によるインバータ調整が含まれていないか。  <input type="checkbox"/> 間欠運転制御に、電気室又はエレベータ機械室のものが含まれていないか。 間欠運転制御に、タイマー設定等のスケジュール制御又はデマンド制御が含まれていないか。  <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。  <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
			<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等  <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )					
			<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その9

算定ガイドライン第3号様式その13からその14関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
2.5	空調の省エネ制御の導入 (水搬送動力の低減) (第3号様式その13)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての空調の省エネ制御の実施年度、機器記号、種別、1台当たりの水量、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調の省エネ制御について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					
2.6	換気の省エネ制御の導入 (第3号様式その14)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての換気の省エネ制御の実施年度、機器記号、種別、ファン電動機出力、圧縮機電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された換気の省エネ制御について、算定書からサンプリングした機器及び制御用センサー等が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 空調併用による温度制御で、自動制御で空調機及び換気ファンの最適運転を行っているものが含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 駐車場ファンのCO又はCO2濃度制御に、タワーバーキング、ピット式などの機械式駐車場の対策が含まれていないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					



第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その10

算定ガイドライン第3号様式その15関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	判断理由
3.1	高効率照明器具の導入 (第3号様式その15)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての照明器具の実施年度、器具記号、室用途(県内中小算定ガイドライン第2部第2章に定めた簡易法を用いた推計値を利用する場合(室用途が空欄の場合)は、検証の対象外)、ランプ種類、ランプワット数、1台当たりの灯数、1台当たりの定格光束、1台当たりの消費電力、台数が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 ★様式と整合を確認★ <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カシートで確認し、該当する削減対策の設置年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された照明器具について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> ランプ交換又はランプ及び安定器交換の対策が含まれていないか。(LEDランプ交換を除く。) <input type="checkbox"/> ランプのワット数に灯数を乗じた値ではなく器具の消費電力が記入されているか。 <input type="checkbox"/> LEDランプ交換の場合、1台当たりの定格光束はランプ1灯当たりのランプ全光束、1台当たりの消費電力はランプ1灯当たりの消費電力、台数はランプの灯数となっているか。  <input type="checkbox"/> LEDの場合、ランプワット数、1台当たりの灯数は空欄となっているか。 <input type="checkbox"/> LEDランプ交換の場合、ランプ全光束に補正率0.9を乗じた値を記入していないか。 <input type="checkbox"/> LED照明器具の器具効率(lm/W)について、仕様書又はカタログに一般社団法人日本照明工業会(JLMA)ガイドA134「LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン」又はそれに準ずるものの固有エネルギー消費効率である旨の表記があるか。仕様書又はカタログにJLMAガイドA134又はそれに準ずるものに基づいていることが明記されていない場合、仕様書又はカタログの値がJLMAガイドA134又はそれに準ずるものに基づいていることを示したメーカーまたは販売代理店等の有印の証明書があるか。JLMAガイドA134又はそれに準ずるものに基づいていることが証明されない場合、通常使用時の条件下で測定されたものであることを示したメーカーまたは販売代理店等の有印の証明書があるか。 <input type="checkbox"/> LEDランプ交換の場合、ランプ全光束(lm)及び消費電力(W)について、仕様書又はカタログに工業会等の基準等に基づいていることが明記されているか。仕様書又はカタログに工業会等の基準等に基づいていることが明記されていない場合、仕様書又はカタログの値が工業会等の基準等に基づいていることを示したメーカーまたは販売代理店等の有印の証明書があるか。工業会等の基準等に基づいていることが証明されない場合、通常使用時の条件下で測定されたものであることを示したメーカーまたは販売代理店等の有印の証明書があるか。 <input type="checkbox"/> LEDランプ交換の場合で、直管形LEDランプを導入する場合、既設照明器具にそのまま装着するタイプ(既設安定器接続形)が対象となっていないか。 <input type="checkbox"/> LEDランプ交換の場合、平成26(2014)年度までに工事が完了しているか。  <input type="checkbox"/> 室用途が空欄の場合、県内中小クレジット算定ガイドライン第2部第2章に定める簡易法を用いていることを認識しているか。 <input type="checkbox"/> 室用途が空欄の場合、全ての室用途が空欄となっているか。(室用途の選択による算定方法と簡易法を混在させることはできない。) <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。  <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> メーカー又は販売代理店等の有印の証明書 <input type="checkbox"/> ビルメンテナンス業者等による証明書(LEDランプ交換の場合のみ) <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
			<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> 算定書					
			<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )					
			<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その11

算定ガイドライン第3号様式その16からその17関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
3.2	高輝度誘導灯の導入 (第3号様式その16)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての誘導灯の実施年度、器具記号、等級・形状、ランプ種類、1台当たりの消費電力、台数が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された誘導灯について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					
3.3	高効率変圧器の導入 (第3号様式その17)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての変圧器の実施年度、記号・系統、変圧器容量、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入カントで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された変圧器について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> トップランナー変圧器(2006)については、平成27年度(2015)までに工事が完了しているか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( )					

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その12

算定ガイドライン第3号様式その18からその19関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果					判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	該当なし	
3.4	照明の省エネ制御の導入 (第3号様式その18)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての照明の省エネ制御の実施年度、器具記号、室用途(県内中小算定ガイドライン第2部第2章に定めた簡易法を用いた推計値を利用する場合(室用途が空欄の場合は、検証の対象外)、ランプ種類、消費電力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された照明省エネ制御について、算定書からサンプリングした器具及び制御用センサーが現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 昼光利用照明制御に、明るさセンサーが窓面よりおおむね3m以上離れているものや、明るさセンサーで制御されていない照明器具が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 昼光利用照明制御を導入している器具は、初期照度補正制御も選択しているか。 <input type="checkbox"/> 明るさ感知による自動点滅制御に、外構の照明器具が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 室用途が空欄の場合、県内中小クレジット算定ガイドライン第2部第2章に定める簡易法を用いていることを認識しているか。 <input type="checkbox"/> 室用途が空欄の場合、全ての室用途が空欄となっているか。(室用途の選択による算定方法と簡易法を混在させることはできない。) <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> 算定書 <input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )						
4.1	高効率給湯システムの導入 (第3号様式その19)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての給湯システムの実施年度、機器記号、給湯能力、1台当たりの定格エネルギー消費量、台数、エネルギー種別、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された給湯システムについて、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ給湯機の場合、定格エネルギー消費量は、中間期の値としているか。 <input type="checkbox"/> 空調用と併用している場合に給湯のみの能力としているか。 <input type="checkbox"/> ガスエンジン給湯器の場合、発電出力が10kW以上の機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 燃料電池の場合、発電出力が10kW以上の機器が含まれていないか。 <input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )					
		<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )						

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その13

算定ガイドライン第3号様式その20からその21関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果				判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	
4.2	エレベータの省エネ制御の導入 (第3号様式その20)	<input type="checkbox"/> 対策後の全てのエレベータの省エネ制御の実施年度、号機名、積載質量、定格速度、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認されたエレベータの省エネ制御について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				
4.3	高効率エアコンプレッサーの導入 (第3号様式その21)	<input type="checkbox"/> 対策後の全てのエアコンプレッサーの実施年度、機器記号、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認されたエアコンプレッサーについて、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値の入力が根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その14

算定ガイドライン第3号様式その22からその23関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果				判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	
4.4	その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファンの導入 (第3号様式その22)	<input type="checkbox"/> 空調用ポンプ及び空調・換気用ファンを除く、対策後の全てのポンプ、ブロワ又はファンの実施年度、機器記号、種別、電動機出力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された空調用ポンプ及び空調・換気用ファンを除く、ポンプ、ブロワ又はファンについて、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値の入力が根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				
4.5	高効率冷凍冷蔵設備の導入 (第3号様式その23)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての冷凍冷蔵設備の実施年度、機器記号、種別、圧縮機出力、照明消費電力、台数、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された冷凍冷蔵設備について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> ショーケースに高効率照明を導入する場合、照明消費電力がショーケース1台当たりの照明の消費電力となっているか。 <input type="checkbox"/> 低温用パッケージ形空調機の場合、使用温度帯が20℃以下の冷房専用のものとなっていることが根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 高効率照明は、LED照明もしくはT5管蛍光灯で、ショーケースに組み込まれているものとなっているか。 <input type="checkbox"/> 製品重量は100kg以上となっていることが根拠書類で確認できるか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用量実績値が入力されている場合、根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				

第2号様式(県内中小クレジット検証ガイドライン)その15

算定ガイドライン第3号様式その24からその25関連

No.	項目	検証チェック項目	検証結果				判断理由
			根拠書類等	適合	不備あり	不明	
4.6	高効率工業炉の導入 (第3号様式その24)	<input type="checkbox"/> 対策後の全ての工業炉の実施年度、機器記号、バーナー出力、炉温、台数、エネルギー種別、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認された工業炉について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 炉温は、炉温を示す根拠書類がある場合は入力し、根拠書類がない場合は空欄となっているか。炉温の測定位置が複数ある場合は、最も低い温度を炉温としているか。また、製品によって設定する炉温が複数ある場合は、平均の炉温となっているか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 対策後のエネルギー使用実績値の入力が根拠書類と整合しているか。また、当該実績値を計量するための計量器の仕様、設置方法等がガイドラインで定める「対策後のエネルギー使用量を使用する方法」の要件を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 新築、増築又は主たる用途の変更に伴う追加設置機器はないか。	<input type="checkbox"/> 使用量の実績がわかる書類 <input type="checkbox"/> 計量器の種類、方式及び計量器の器差(精度又は誤差としてもよい。)が記載されたカタログ、取扱説明書等 <input type="checkbox"/> 仕様を証明する当該計量器の製造メーカーの有印の証明書 <input type="checkbox"/> 導入削減対策のエネルギー使用量のみ計量できていることが確認できるループ図等 <input type="checkbox"/> 計量頻度が確認できる記録等 <input type="checkbox"/> 計量値の記録(手動記録の場合は、メーターの指示値が確認できる写真(撮影日が記載されているもの)) <input type="checkbox"/> その他( )				
4.7	高性能ガラス等の導入 (第3号様式その25)	<input type="checkbox"/> 対策後の全てのガラス等の実施年度、窓面積、用途(県内中小算定ガイドライン第2部第2章に定めた簡易法を用いた推計値を利用する場合(用途が空欄の場合は、検証の対象外)、方位、対策項目が漏れなく記入され、根拠書類と全て整合しているか。 <input type="checkbox"/> 対策No.の発行開始年度をメイン入力シートで確認し、該当する削減対策の実施年度又はその翌年度になるように対策No.が選択されているか。 <input type="checkbox"/> 認定基準を満たすことが確認されたガラス等について、算定書からサンプリングした機器が現地で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 対象のガラス面の方位は、8方位(北、東、南、西、北東、南東、南西、北西)と水平面とし、当該ガラス面の方位が8方位の間にある場合は、近いほうの8方位を選択しているか。また、8方位の中間(16方位)にガラス面の方位がある場合は、南よりの方位を選択しているか。 <input type="checkbox"/> 対策後の全てのガラス等が、複層ガラス以外のものは、遮蔽係数が0.7以下となっていることが根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 遮熱フィルムの貼付について、日本ウィンドウ・フィルム工業会における、建築フィルム1・2級技能士の技術資格を有する者による施工であることが、根拠書類で確認できるか。 <input type="checkbox"/> 住宅用途部分のみで使用される機器が含まれていないか。	<input type="checkbox"/> しゅん工図 <input type="checkbox"/> 機器完成図 <input type="checkbox"/> 工事記録 <input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事完了届 <input type="checkbox"/> 現地確認 <input type="checkbox"/> その他( )				
		<input type="checkbox"/> 室用途が空欄の場合、県内中小クレジット算定ガイドライン第2部第2章に定める簡易法を用いていることを認識しているか。 <input type="checkbox"/> 用途が空欄の場合、全ての用途が空欄となっているか。(用途の選択による算定方法及び簡易法を混在させることはできない。)	<input type="checkbox"/> ヒアリング <input type="checkbox"/> 算定書				